

指定統計第6号

⑬

調査期日 毎月末

運 輸 省

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号改正）に基づいて行なう港湾調査の一部で、港湾の實態を明らかにし、港湾の開発利用及び管理の上にあわせて必要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、また、この調査資料は、他の目的には絶対に使用されないよう図程されていますから、申告者は、事實ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日 毎月分を翌月10日まで。

※印の欄及び調査員の指示した欄は、申告者は記入しないで下さい。

船名	向白	及び	貨物
----	----	----	----

年 月 分

調査船名	船	申	事業所名
調査船番号		告	所在地
調査船長の検印		者	氏名

船		輸 送 出								輸 送 入					
		けい留状況		輸 送 出			輸 送 入			仕出港		仕出港			
入港日 時	船名 船種	内外 航別	航路名	国籍	用途	場所	時間	品名又は 車種	貨物形態 （）又は台 すの台	数量（）又は台		仕出港		場所	
										数量	台	数量	台		数量
（イ） 持時間															

注 貨物形態の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合は記入しないで下さい。自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。